

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域共生型廃棄物発電等導入促進事業
（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））
交付決定通知書

間接補助事業者 殿

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長

記

- 間接補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 間接補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、間接補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

間接補助事業に要する経費	金	円
間接補助金の額	金	円
- 間接補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する間接補助金の額の区分は、令和 年 月 日付け交付申請書記載のとおりである。
- 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））交付要綱（令和8年3月18日 環循再発第2603181号）、地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業）実施要領（令和8年3月18日 環循再発第2603181号）及び交付規程に従わなければならない。
- 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う間接補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から 10 日以内とする。
- 7 間接補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第 4 条第 2 項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、間接補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（うち PCB に汚染された変圧器の高効率化による CO2 削減推進事業））は、政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）